地域依存症対策推進モデル事業(新規)

平成21年度予算 50百万円

【目的】

アルコール、薬物を中心とした各種依存症対策については、従来、急性中毒や離脱症状に対する入院医療の提供、障害者自立支援法に基づいた各種サービスの提供等を行ってきたところであるが、依存症そのものの回復に向けての取組は十分に行われてこなかった。

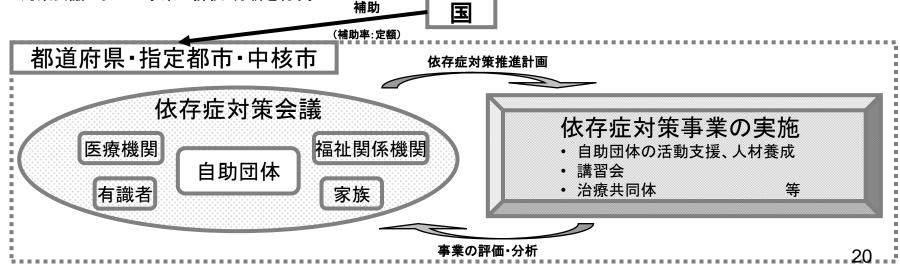
この課題に対処するため、本事業は、

- ① 依存症からの回復に有効と考えられている自助団体の活動の支援
- ② 自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とする。

【事業概要】

地域におけるアルコール・薬物依存症対策を推進するため、15か所の都道府県・指定都市・中核市を選定し、3か年で実施する。

- ① 都道府県・指定都市・中核市においては、当事者同士のグループ代表者やその家族、有識者、医療や福祉関係機関などによる「依存症対策会議」を開催する。
- ② 依存症対策会議においては、地域における実情や課題などを整理・検討し、当事者同士のグループの支援を中心とした依存症対策を推進するための「依存症対策推進計画」を策定する。
- ③ 本計画に基づく事業(例:講習会、治療共同体等)を実施し、地域における依存症対策を推進する。なお、事業実施後、依存症対策会議において事業の評価・分析を行う。



課題と検討の方向

現状と課題

- これまでの薬物・アルコール対策は、薬物・アルコールの不適正使用・有害使用の防止に重点がおかれ、依存症に対する対策が十分に行われず、依存症の患者が支援を受けにくい状況が生み出されているとの指摘がある。
- 依存症治療においては、医療(入院、通院、 デイケア)、リハビリ施設(DARC、MAC等)、自 助グループ(断酒会、AA、NA等)等の様々な試 みがなされているが、それらの役割等が不明確 であるという指摘がある。
- 依存症のリハビリ施設は公的な支援を受け にくく、運営が不安定であるとの指摘がある。障 害者自立支援法のサービス形態の活用につい ては、取り組みの例があるものの、運営のモデ ルは確立されていない。
- なお、薬物・アルコールの不適正使用は、保護処分又は刑罰の対象とされている部分がある一方、依存症に対する治療的な視点が乏しいという指摘がある。

検討

- 依存症患者の回復に向けた支援について、総合的な取り組みを強化すべきではないか。その際には以下のような観点からの取り組みが必要ではないか。
 - 依存症が疾病であるという視点を 持って、依存症の普及・啓発や、患 者の支援に当たるべきではないか。
 - 依存症患者の回復のための支援について、医療、リハビリ施設、自助グループ等の取り組みを踏まえ、効果を検証しつつ、役割を明確化して普及を図るべきではないか。
 - 依存症のリハビリ施設や自助グループがより効果的に活動できるよう、その支援のあり方について検討すべきではないか。
- 物質使用に係る法的側面については、精神保健福祉のみならず、幅広い観点からの検討を要するのではないか。

21